

# 低所得の子育て世帯に 生活支援特別給付金を支給します

## 支給額は児童1人あたり5万円

食費などの物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得のひとり親世帯に「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」、低所得の子育て世帯に「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を支給します。なお、一人の児童が受給できる給付金はどちらか一方です。

**申請場所**＝子育て支援課（保健福祉会館1階）、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課（土、日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）

**審査結果**＝要件に該当した人には、支給決定通知書を郵送します。支給要件に該当しない人には、不支給決定通知書を郵送します。

**支給日**＝支給決定後、順次支給します。

**問い合わせ**＝子育て支援課子育て支援係（☎47-1150）

## ひとり親世帯分

**対象**＝次の（1）～（3）のいずれかに該当する人

- （1）3月分の児童扶養手当を受給した。または4月分の児童扶養手当を新規で受給した。
- （2）令和5年3月31日以降に18歳に到達する児童または令和5年3月時点で20歳未満の障がい児を養育する人で、公的年金などを受給しており、3月分の児童扶養手当を受給していない。
- （3）令和6年3月31日以降に18歳に到達する児童または申請時点で20歳未満の障がい児を養育する人で、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当支給の対象となる水準になった。

### ▶申請が不要な人

（1）に該当する人は申請が不要です。※対象者には、5月29日（月）に給付金を支給済み

### ▶申請が必要な人

（2）または（3）に該当する人は申請が必要で

す。申請書、収入額（所得）の申立書などを提出してください。また、児童扶養手当の認定をまだ受けていない人は、受給資格を証明する書類の提出が必要です。

**申請期限**＝令和6年2月29日（木）

## ひとり親世帯以外分

**対象**＝次の（1）・（2）のいずれかに該当する人

- （1）令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を桐生市より受給した。
- （2）平成17年4月2日（障がい児の場合、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までに出産した児童を養育する父母などであって、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった。

### ▶申請が不要な人

（1）に該当する人は申請が不要です。※対象者には、5月29日（月）に給付金を支給済み

### ▶申請が必要な人

（2）に該当する人は申請が必要です。申請書、収入額（所得）の申立書などを提出してください。※父母が共に児童を監護し、かつ生計を同じくしている時は、父母のうち、主に生計を維持する人が要件を満たすことが必要です。また、家計急変者は、収入が高い人の住民税（均等割）が非課税相当の水準になっていることが必要です。

※公務員で、児童手当を職場から支給されている人は、申請書に児童手当の証明を受け、子育て支援課に申請してください。

※給付金を受給後、税の修正申告などにより、令和4年度住民税が課税に変更となった場合には、給付金を返還していただく必要があります。

**申請期限**＝令和6年2月29日（木）※3月分の児童手当や特別児童扶養手当の認定、または額の改定の認定請求をした人などは、令和6年3月15日（金）